

基本計画書

基本計画											
事項	記入欄								備考		
計画の区分	大学院の収容定員に係る学則変更										
フリガナ設置者	カッポルホジシ ヌートルダム ジョウクケン 学校法人 ノートルダム女学院										
フリガナ大学の名称	キョウトートルダム ジョウガクダクダクケン 京都ノートルダム女子大学大学院（Kyoto Notre Dame University Graduate School）										
大学本部の位置	京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地										
大学の目的	「徳と知」（Virtus et Scientia）の建学の精神に基づき、国際化、情報化の時代に 応じ、幅狭き専門領域の知識に偏ることなく広い視野に立って精深な学識を授 け、専攻分野における研究能力や高度専門性を要する職業等に必要能力を有する 人材を育成し、地域社会、国際社会の進展に寄与することを目的とする										
新設学部等の目的	発達・学校心理学専攻では、受験者数が減少してきたため平成30年度に定員変更（減 少）させたが、なお定員を満たせず、充足率も低い。このため、教育・研究の効率・効果の面 で支障がでてきており、今後においても受験者・入学者の増加は見込めないと判断し、同専 攻の学生を募集停止したため、収容定員を変更する。										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地			
	心理学研究科 【Greduate School of Psychology】 発達・学校心理学専攻 （博士前期課程） 【Developmental and School Psychology】 計	2年	— (5)	— (—)	— (10)	修士（心理）	令和3年4月 第一年次	京都府京都市左京区 下鴨南野々神町1番地			
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）											
令和3年4月名称変更予定 京都ノートルダム女子大学現代人間学部 福祉生活デザイン学科 → 生活環境学科（令和2年5月届出済み）											
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目	単位					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等		
				教授	准教授	講師	助教	計	助手		
				人	人	人	人	人	人	人	
	新設分	「該当なし」			()	()	()	()	()	()	
		計			()	()	()	()	()	()	
	既設分	人間文化研究科 応用英語専攻			2 (3)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	4 (4)
		生活福祉文化専攻			6 (6)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	4 (4)
		人間文化専攻			4 (4)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	2 (2)
		心理学研究科 臨床心理学専攻(博士前期課程)			5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	11 (11)
		心理学専攻(博士後期課程)			5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (7)	0 (0)	0 (0)
教育センター			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計			22 (23)	22 (22)	5 (5)	0 (0)	49 (50)	0 (0)	— (—)		
合計			22 (23)	22 (22)	5 (5)	0 (0)	49 (50)	0 (0)	— (—)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		42 人 (42)	17 人 (17)	59 人 (59)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)	5 (5)	7 (7)					
	そ の 他 の 職 員		4 (4)	0 (0)	4 (4)					
	計		48 (48)	22 (22)	70 (70)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	17,206 m ²	0 m ²	0 m ²	17,206 m ²					
	運 動 場 用 地	9,228 m ²	0 m ²	0 m ²	11,104 m ²					
	小 計	26,434 m ²	0 m ²	0 m ²	26,434 m ²					
	そ の 他	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²					
	合 計	26,434 m ²	0 m ²	0 m ²	26,434 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		30,169 m ² (30,169 m ²)	12,670 m ² (12,670 m ²)	0 m ² (0 m ²)	30,169 m ² (30,169 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数						
				室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料	機械・器具	標本			
		冊	種	種	点	点	点			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
図書館	面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
	m ²									
体育館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
	m ²									
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		3,200千円	3,200千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	28,115千円	28,115千円	28,115千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	10,000千円	10,000千円	10,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	900千円	718千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、雑収入、その他							

大学等の名称	京都ノートルダム女子大学								所在地				
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地					
既設大学等の状況	国際言語文化学部	年	人	年次人	人					京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地	令和元年度 学部の名称変更		
	英語英文学科	4	80	3年次 5	420	学士(文学)	1.11	昭和36年度					
	国際日本文化学科	4	50	—	200	学士(人間文化)	1.02	平成12年度				令和元年度 学科の名称変更	
	生活福祉文化学部												
	生活福祉文化学科	4	—	—	—	学士(生活福祉文化)	—	平成19年度				平成29年度より学生募集停止(生活福祉文化学科)	
	心理学部												
	心理学科	4	—	—	—	学士(心理)	—	平成17年度				平成29年度より学生募集停止(心理学科)	
	現代心理専攻	4	—	—	—		—						
	学校心理専攻	4	—	—	—		—						
	臨床心理専攻	4	—	—	—		—						
	現代人間学部												
	福祉生活デザイン学科	4	70	—	280	学士(福祉生活デザイン)	0.69	平成29年度				令和3年度名称変更(生活環境学科)	
	心理学科	4	100	—	400	学士(心理学)	0.78	平成29年度					
	こども教育学科	4	70	—	280	学士(こども教育)	0.85	平成29年度					
	大学院(修士課程)												
人間文化研究科													
応用英語専攻	2	8	—	16	修士(応用英語)	0	平成14年度		同上				
生活福祉文化専攻	2	6	—	12	修士(生活福祉文化)	0.16	平成16年度						
人間文化専攻	2	3	—	6	修士(人間文化)	0.49	平成17年度						
(博士前期課程)													
心理学研究科													
発達・学校心理専攻	2	—	—	—	修士(心理)	—	平成17年度		同上	※令和3年より学生募集停止(発達・学校心理専攻)			
臨床心理専攻	2	10	—	20	修士(心理)	0.90	平成17年度						
(博士後期課程)													
心理学研究科													
心理学専攻	2	4	—	12	博士(心理)	0.16	平成17年度		同上				
附属施設の概要	該当なし												

学校法人 ノートルダム女学院 収容定員変更に関わる組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
京都ノートルダム女子大学				→	京都ノートルダム女子大学				
国際言語文化学部		3年次			国際言語文化学部		3年次		
英語英文学科	80	5	330		英語英文学科	80	5	330	
国際日本文化学科	50	-	200		国際日本文化学科	50	-	200	
現代人間学部					現代人間学部				
福祉生活デザイン学科	70	-	280		生活環境学科	70	-	280	名称変更
心理学科	100	-	400		心理学科	100	-	400	
こども教育学科	70	-	280		こども教育学科	70	-	280	
計	370	5	1490		計	370	5	1490	
京都ノートルダム女子大学大学院						京都ノートルダム女子大学大学院			
人間文化研究科				人間文化研究科					
応用英語専攻(M)	8	-	16	応用英語専攻(M)	8	-	16		
生活福祉文化専攻(M)	6	-	12	生活福祉文化専攻(M)	6	-	12		
人間文化専攻(M)	3	-	6	人間文化専攻(M)	3	-	6		
心理学研究科				心理学研究科					
発達・学校心理学専攻(M) (博士前期課程)	<u>5</u>	-	<u>10</u>	発達・学校心理学専攻(M) (博士前期課程)	<u>0</u>	-	<u>0</u>	令和3年4月募集停止	
臨床心理学専攻(M) (博士前期課程)	10	-	20	臨床心理学専攻(M) (博士前期課程)	10	-	20		
心理学専攻(D) (博士後期課程)	4	-	12	心理学専攻(D) (博士後期課程)	4	-	12		
計	<u>36</u>	-	<u>76</u>	計	<u>31</u>	-	<u>66</u>		

校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



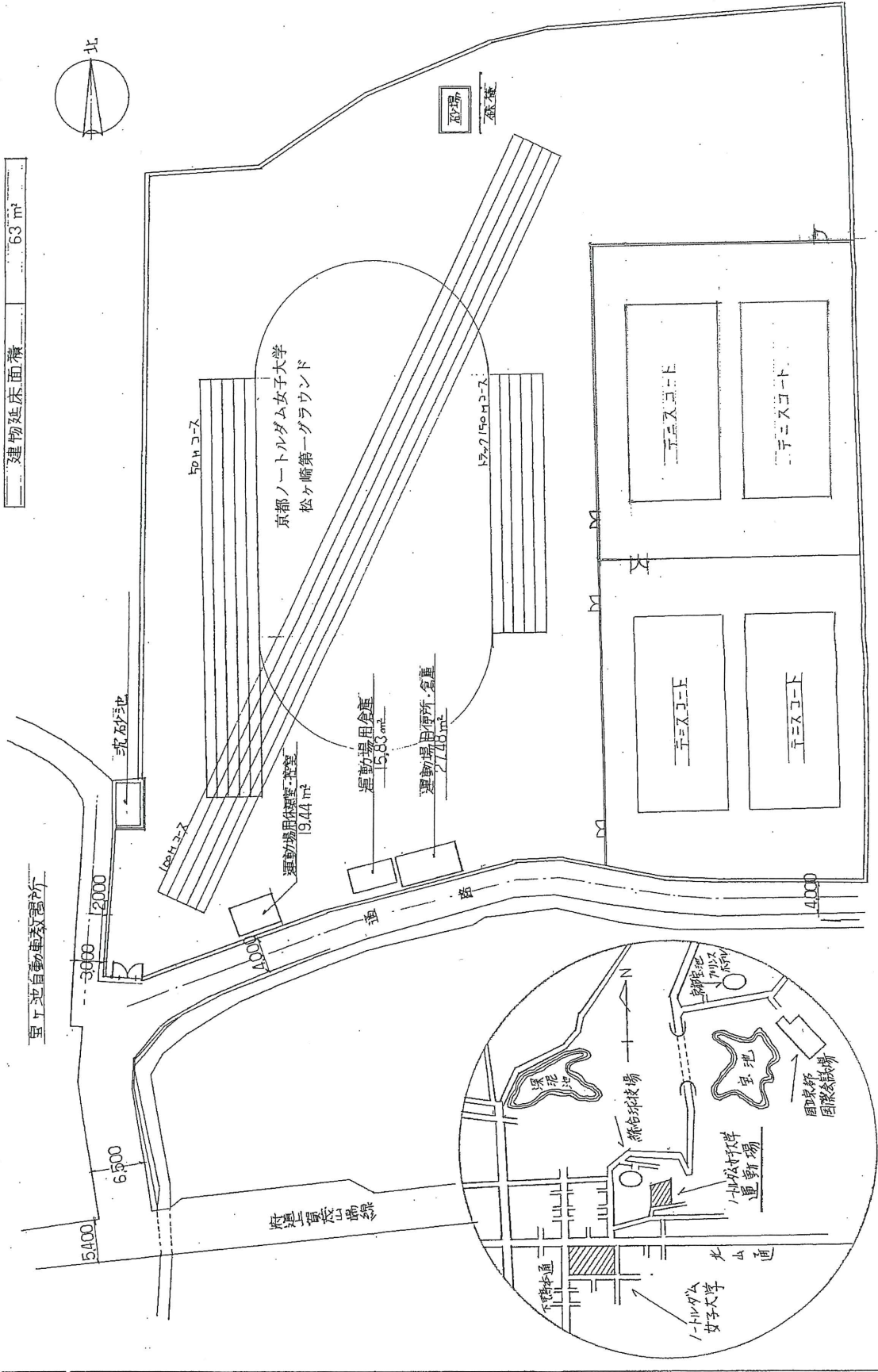
京都ノートルダム女子大学

(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



- ・最寄り駅 京都市営地下鉄 北山駅
- ・北山駅から 700 メートルの場所に位置

京都ノーートルダム女子大学運動場 (松ヶ崎) 配置図 S 1 / 500



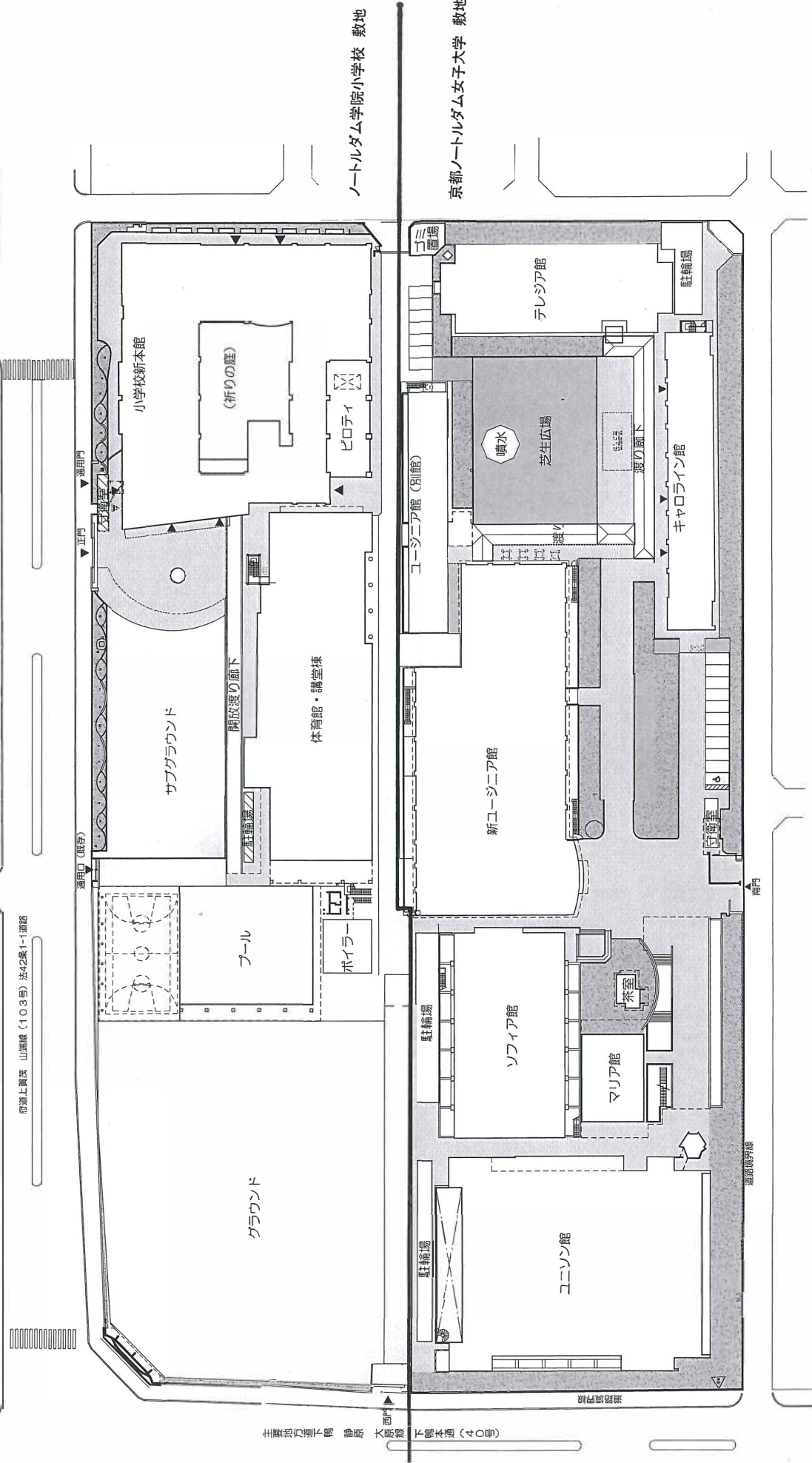
※ 運動場まで大学敷地から約300メートル 徒歩5分

校舎建物配置図



実池通

舟通上開区 山崎線(103号) 法42第1-1号地



ノートルダム学院小学校 敷地

京都ノートルダム女子大学 敷地

主通入口(下) 大原 下通(400)

京都ノートルダム女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は「徳と知」(Virtus et Scientia)で示されるカトリックの建学の精神に基づき、学部教育を基礎として、学術的な理論及び応用に関する教育研究を行う。

2 人間文化研究科においては、人間文化に対する深い理解を研究の背景とし、国際化・情報化の時代に求められる広い視野と高度の専門性を要する職業などに必要な実践的能力の涵養を目指し、地域及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

3 心理学研究科においては、科学的方法論に立脚した客観的学問としての心理学を学び、心の発達・教育及び心理臨床に関する広い視野をもった専門的知識や高度の専門性を要する職業などに必要な実践的技能を備えた人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は前条の目的を達成するために定期的な自己点検・評価の実施をとおしてその教育・研究水準の不断の向上を図る。

2 自己点検・評価のための点検項目及び実施の方法等については、別に規程で定める。

(組織)

第3条 本学大学院に次の研究科を置く。

人間文化研究科

心理学研究科

(研究科の課程)

第4条 人間文化研究科に修士課程を置き、心理学研究科に博士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを前期課程及び後期課程に区分し、前期課程は修士課程として扱うものとする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 人間文化研究科

応用英語専攻（修士課程）

生活福祉文化専攻（修士課程）

人間文化専攻（修士課程）

(2) 心理学研究科

臨床心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士後期課程）

(修業年限)

第6条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学期間は原則として博士課程の後期課程は6年博士課程の前期課程及び修士課程は4年を超えることができない。

(収容定員)

第7条 本学大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻（課程）	入学定員	収容定員
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	8人	16人
	生活福祉文化専攻（修士課程）	6	12
	人間文化専攻（修士課程）	3	6
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）	10	20
	心理学専攻（博士後期課程）	4	12

（学年暦）

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 前期（春学期） 4月1日から9月30日まで
後期（秋学期） 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の定めによる休日
 - (3) 創立記念日（12月8日）
 - (4) 春期休業日（3月下旬から4月上旬まで）
 - (5) 夏期休業日（8月上旬から9月下旬まで）
 - (6) 冬期休業日（12月下旬から1月上旬まで）
- 2 学長は、必要により臨時に休業し、又は、休業日に授業を行わせることができる。

第2章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第11条 本学大学院の教員は、京都ノートルダム女子大学の教員のうち大学院担当を命じられた教員をもって充てる。

- 2 研究科に研究科長を置く。研究科長は研究科を統括し、校務をつかさどる。
- 3 各専攻の円滑な運営を期するため、専攻主任を置くことがある。

（研究科会議）

第12条 研究科に研究科会議を置く。

（審議事項）

第13条 研究科会議の審議事項は、別に規程で定める。

第3章 入学・再入学・転入学・転学・退学 ・休学・復学・除籍及び留学

（入学の時期）

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、後期（秋学期）の始めとすることができる。

（入学資格）

第15条 博士課程の前期課程（以下「博士前期課程」という。）又は修士課程に入学できる者は、

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (7) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 2 博士課程の後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(入学の出願)

第16条 入学志願者は指定の期日までに、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者に対しては、課程を修めるに必要な学力、人物及び健康状態について研究科会議で選考の上、学長が入学を許可する。

2 入学選考の期日及び方法は、その都度定める。

(転入学)

第18条 他の大学院に在学する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願する者は在籍する大学院の学長又は当該研究科の長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 入学を許可された者が他の大学院において既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱いについては、別に定める。

(再入学)

第19条 本学大学院に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長が許可することができる。

2 前項により入学が許可された者の既修単位の取り扱い並びに在学年限については、別に定める。

3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、定められた学費等を納入しなければならない。

2 入学に関する所定の書類については、別に定める。

(転学)

第21条 本学大学院の在籍者で他の大学院に転学を希望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合に限り、許可することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を記し願ひ出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 疾病、その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）にその理由を記し願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学の期間)

第24条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは許可を得て、さらに1年以内に関り休学することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する在学の期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中に、その理由が消滅した場合には、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）により学長に願ひ出て、復学することができる。

(除籍)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第6条に規定する修業年限を超えた者

(2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(3) 第45条に掲げる授業料その他の納入金の納入、第47条に掲げる在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 長期にわたり所在不明の者

(5) 死亡した者

(留学)

第27条 学生が外国の大学又は大学院に留学を希望する場合は、研究科会議の議を経て認めることができる。

2 留学期間のうち、1年については、第6条第2項ただし書きに規定する在学期間に算入する。

第4章 課程修了の要件

(修了要件)

第28条 博士課程の後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士前期課程2年又は修士課程2年）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程又は修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、別に定める各専攻の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

第5章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等

(授業科目及び履修方法)

第29条 研究科に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。ただし、教

育・研究上有益と認められる場合には学部の授業科目を履修することができる。

(単位)

第30条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

単位の基準 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業時間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

(研究指導)

第32条 本学大学院は、学生の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、研究指導及び授業科目の選択等、研究一般に関し指導教員の指導を受けなければならない。

3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第33条 教育上有益と認めるときは他の大学と協議の上、他の大学の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議で認める場合に限り、8単位を超えない範囲で、本学大学院で履修したものとみなす。

(入学前の修得単位の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、10単位を超えない範囲において、本学大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前条第1項及び前項に基づき、本学大学院において修得したとみなすことのできる単位数は、合計10単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第35条 単位修得の認定は学生の試験又は研究報告の成績により、担当教員が行うものとする。

2 前項の成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(成績評価基準の明示等)

第35条の2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、学生に対して基準をあらかじめ明示した上で適切に行う。

(論文の審査及び最終試験)

第36条 論文の審査及び最終試験の方法等については、京都ノートルダム女子大学大学院学位規程の定めるところによる。

(課程の修了)

第37条 学則第6条の修業年限及び同第28条に規定する課程の修了要件を満たした者は、その課程を修了したものとする。

(課程修了の認定)

第38条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第39条 本学大学院において研究科の課程を修了した者に次の学位を授与する。

人間文化研究科	修士	(応用英語)
	修士	(生活福祉文化)
	修士	(人間文化)
心理学研究科	修士	(心理)
	博士	(心理)

2 学位授与の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。

(教育職員免許状の取得)

第40条 本学大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	教科
人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	
人間文化研究科 生活福祉文化専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭・福祉
人間文化研究科 人間文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	

2 前項の免許状を取得しようとする者は、当該免許教科に係る中学校・高等学校教諭一種免許状を有する者で、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(公認心理師資格の取得)

第40条の2 本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻（博士前期課程）において公認心理師受験資格を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか、公認心理師法に定める指定科目の単位を修得して課程を修了しなければならない。

2 公認心理師受験資格の取得に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第6章 科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本学大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学大学院の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として在籍を許可することができる。

2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受けこれに合格した場合は、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 本学大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学大学院の教育に支障がない限り、選考の上、聴講生として在籍を許可することができる。

2 聴講生が受講した授業科目について試験を受けることはできない。

3 聴講生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特定の課題について研究することを希望する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障がない限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2 研究生の研究料は、別に定める。

3 前2項に定めるもののほか研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 外国において通常の課程による16年間の学校教育を修了した者

(2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 前2号に規定する者と同等以上の学力を有すると認められた者。ただし、日本において通常の課程において学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

3 第1項の規定に基づき入学を許可された外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料・入学金・授業料等

(入学検定料等)

第45条 入学検定料、入学金及び授業料その他の納入金（授業料、施設設備費、修了費をいう。以下同じ。）は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第46条 授業料その他の納入金は、前期・後期に分けて、それぞれ年額の2分の1の額を納入するものとする。（ただし、修了費は修了年次に納入するものとする。）

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

(休学期間の在籍料)

第47条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表2に定める在籍料を所定の期日までに納めなければならない。

(入学検定料等の返還)

第48条 既納の入学検定料、入学金及び授業料その他の納入金並びに在籍料は、原則として返還しない。

第8章 賞 罰

(表彰)

第49条 学生として模範となる善行・業績のあった者には、表彰することがある。

(懲戒)

第50条 本学大学院の規則に違反し学生としての本分に反する行為をしたと認められる者は、学長はその軽重に従い懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補 則

(大学学則の準用)

第51条 本学大学院学則に規定のない事項については、京都ノートルダム女子大学学則を準用する。

(細則)

第52条 この学則の実施に関する必要な細則は、別に定める。

(学則の改正)

第53条 この学則の改正は、管理運営会議の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則 (平成14年2月28日制定)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(省略)

附 則 (令和2年4月21日改正)

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 改正前の学則による心理学研究科発達・学校心理学専攻（博士前期課程）は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該研究科専攻に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則に係る履修上の経過措置その他の必要な事項は、当該研究科の研究科会議において定める。
- 5 改正後の学則第7条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻 (課 程)	収容定員
人間文化研究科	応用英語専攻 (修士課程)	16人
	生活福祉文化専攻 (修士課程)	12
	人間文化専攻 (修士課程)	6
心理学研究科	発達・学校心理学専攻 (博士前期課程)	5
	臨床心理学専攻 (博士前期課程)	20
	心理学専攻 (博士後期課程)	12

京都ノートルダム女子大学大学院学則一部改正（案）
新旧対照表

新（改正）	旧（現行）																										
京都ノートルダム女子大学院学則	京都ノートルダム女子大学院学則																										
第1条から第4条まで（略）	第1条から第4条まで（略）																										
（専攻）	（専攻）																										
第5条 研究科に次の専攻を置く。	第5条 研究科に次の専攻を置く。																										
（1）人間文化研究科	（1）人間文化研究科																										
応用英語専攻（修士課程）	応用英語専攻（修士課程）																										
生活福祉文化専攻（修士課程）	生活福祉文化専攻（修士課程）																										
人間文化専攻（修士課程）	人間文化専攻（修士課程）																										
（2）心理学研究科	（2）心理学研究科																										
臨床心理学専攻（博士前期課程）	臨床心理学専攻（博士前期課程）																										
心理学専攻（博士後期課程）	心理学専攻（博士後期課程）																										
	<u>発達・学校心理学専攻（博士前期課程）</u>																										
	臨床心理学専攻（博士前期課程）																										
	心理学専攻（博士後期課程）																										
（ <u>学生</u> 定員）	（ <u>収容</u> 定員）																										
第7条 大学院の <u>学生</u> 定員は、次のとおりとする。	第7条 本学大学院の <u>収容</u> 定員は、次のとおりとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻（課程）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人間文化研究科</td> <td>応用英語専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td>生活福祉文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td>人間文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">心理学研究科</td> <td>臨床心理学専攻（博士前期課程）</td> </tr> <tr> <td>心理学専攻（博士後期課程）</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻（課程）	人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	生活福祉文化専攻（修士課程）	人間文化専攻（修士課程）	心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）	心理学専攻（博士後期課程）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻（課程）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人間文化研究科</td> <td>応用英語専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td>生活福祉文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td>人間文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">心理学研究科</td> <td><u>発達・学校心理学専攻（博士前期課程）</u></td> </tr> <tr> <td>臨床心理学専攻（博士前期課程）</td> </tr> <tr> <td>心理学専攻（博士後期課程）</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻（課程）	人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	生活福祉文化専攻（修士課程）	人間文化専攻（修士課程）	心理学研究科	<u>発達・学校心理学専攻（博士前期課程）</u>	臨床心理学専攻（博士前期課程）	心理学専攻（博士後期課程）							
研究科	専攻（課程）																										
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）																										
	生活福祉文化専攻（修士課程）																										
	人間文化専攻（修士課程）																										
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）																										
	心理学専攻（博士後期課程）																										
研究科	専攻（課程）																										
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）																										
	生活福祉文化専攻（修士課程）																										
	人間文化専攻（修士課程）																										
心理学研究科	<u>発達・学校心理学専攻（博士前期課程）</u>																										
	臨床心理学専攻（博士前期課程）																										
	心理学専攻（博士後期課程）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8 <u>人</u></td> <td style="text-align: center;">16 <u>人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table>	入学定員	収容定員	8 <u>人</u>	16 <u>人</u>	6	12	3	6	10	20	4	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8 <u>名</u></td> <td style="text-align: center;">16 <u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 <u>名</u></td> <td style="text-align: center;">12 <u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 <u>名</u></td> <td style="text-align: center;">6 <u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u> <u>名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10</u> <u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 <u>名</u></td> <td style="text-align: center;">20 <u>名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 <u>名</u></td> <td style="text-align: center;">12 <u>名</u></td> </tr> </tbody> </table>	入学定員	収容定員	8 <u>名</u>	16 <u>名</u>	6 <u>名</u>	12 <u>名</u>	3 <u>名</u>	6 <u>名</u>	<u>5</u> <u>名</u>	<u>10</u> <u>名</u>	10 <u>名</u>	20 <u>名</u>	4 <u>名</u>	12 <u>名</u>
入学定員	収容定員																										
8 <u>人</u>	16 <u>人</u>																										
6	12																										
3	6																										
10	20																										
4	12																										
入学定員	収容定員																										
8 <u>名</u>	16 <u>名</u>																										
6 <u>名</u>	12 <u>名</u>																										
3 <u>名</u>	6 <u>名</u>																										
<u>5</u> <u>名</u>	<u>10</u> <u>名</u>																										
10 <u>名</u>	20 <u>名</u>																										
4 <u>名</u>	12 <u>名</u>																										
第8条第53条まで（略）	第8条から第53条まで（略）																										
附 則（平成14年2月28日制定） この学則は、平成14年4月1日から施行する。	附 則（平成14年2月28日制定） この学則は、平成14年4月1日から施行する。																										
（省略）	（省略）																										
<u>附 則（令和2年 月 日改正）</u>																											
<u>1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。</u>																											

2 改正前の学則による心理学研究科発達・学校心理学専攻（博士前期課程）は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該研究科専攻に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 改正後の学則に係る履修上の経過措置その他の必要な事項は、当該研究科の研究科会議において定める。

5 改正後の学則第7条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、令和3年度については、次の表のとおりとする。

研究科	専攻（課程）	収容定員
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	16人
	生活福祉文化専攻（修士課程）	12
	人間文化専攻（修士課程）	6
心理学研究科	発達・学校心理学専攻（博士前期課程）	5
	臨床心理学専攻（博士前期課程）	20
	心理学専攻（博士後期課程）	12

別表1（略）

別表2（略）

別表1（略）

別表2（略）

改正理由

- 1) 心理学研究科 発達・学校心理専攻の学生募集停止をしたため、当該専攻に関係箇所の所要の改正（5条2号、7条、40条）
- 2) 附則の整理
 - ・一部改正の施行日は、令和3年4月1日（附則1項）
 - ・募集停止を行った後の当該専攻の存続、及び経過措置の決議機関について規定（附則2項、3項）
 - ・収容定員の経過措置を規定（附則5項）

京都ノートルダム女子大学大学院学則の変更事項を記載した書類

第5条関係

第1項第2号の「心理学研究科 発達・学校心理学専攻」を削る。

第7条関係

表中、第2欄の「発達・学校心理学専攻（博士前期課程）」、第3欄の「5名」及び第4欄の「10名」を削り、「名」を「人」に改正する。

第40条関係

表中、第1欄第4段の「心理学研究科発達・学校心理学専攻」、第2欄第4上段の「幼稚園教諭専修免許状」及び第2欄第4下段の「小学校教諭専修免許状」を削る。

附則関係

改正日 （令和2年4月21日）

第1項 施行日を令和2年5月1日、令和3年度入学生から適用とし、第5条、第7条及び第40条の改正規定は、令和3年4月1日を施行日とする。

第2項 在学生にかかる経過措置の規定

第3項 募集停止に係る経過措置として、改正前の当該専攻の存続期間を規定

第4項 履修上の経過措置の対応について規定

第5項 経過期間における学生の収容定員を規定

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容	2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容	3
エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	3
オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライト キャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画	3

添付資料

心理学研究科（博士前期課程） 発達・学校心理学専攻の教育課程等の概要

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

京都ノートルダム女子大学大学院心理学研究科（博士前期課程）には、発達・学校心理専攻と臨床心理学専攻を設置するが、発達・学校心理学専攻について、令和3年度から学生募集停止をしたため、同専攻の収容定員（入学定員）を、10人（5人）から0人（0人）とする。

このため、心理学研究科の収容定員（入学定員）を、以下のとおり変更する。

研究科	専攻	定員	変更前	変更後
心理学研究科	発達・学校心理学専攻 （博士前期課程）	入学定員	5人	—人
		収容定員	10	—
	臨床心理学専攻 （博士前期課程）	入学定員	10	10
		収容定員	20	20
	心理学専攻 （博士後期課程）	入学定員	4	4
		収容定員	12	12
計	入学定員	19	14	
	収容定員	42	32	

よって、大学院全体の収容定員（入学定員）は、以下のとおりとする。

研究科	専攻	定員	変更前	変更後
人間文化研究科	応用英語専攻	入学定員	8人	8人
		収容定員	16	16
	人間文化専攻	入学定員	3	3
		収容定員	6	6
	生活福祉文化専攻	入学定員	6	6
		収容定員	12	12
心理学研究科	発達・学校心理学専攻 （博士前期課程）	入学定員	5	—
		収容定員	10	—
	臨床心理学専攻 （博士前期課程）	入学定員	10	10
		収容定員	20	20
	心理学専攻 （博士後期課程）	入学定員	4	4
		収容定員	12	12
計	入学定員	36	31	
	収容定員	76	66	

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

心理学研究科（博士前期課程） 発達・学校心理学専攻は、受験者・入学者ともに減少してきたため、平成30年度に定員変更（減少）したが、令和2年度までに、なお定員を満たせず充足率も低い。このため、教育・研究の効果・効率化の面で支障が出てきており、今後においても受験者及び入学者の増加は見込めないと判断し、同専攻の学生を募集停止した。

このため、大学院心理学研究科の収容定員を変更するものである。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

心理学研究科（博士前期課程） 発達・学校心理学専攻は、在校生が修了するのを待って、廃止する予定であり、教育課程の変更は該当しない。

なお、心理学研究科（博士前期課程）には、別に臨床心理学専攻があり、発達・学校心理学専攻の一部の研究分野は、臨床心理学専攻の設置の趣旨・目的内において行うこととし、心理学研究科全体の教育・研究の活性化及び効率化を図ろうとするものである。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

学生募集を停止するものであるため該当なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

学生募集を停止するものであるため該当なし

教育課程等の概要												
(心理学研究科 発達・学校心理学専攻 (博士前期課程))												
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	行動科学特論	1・2前		2		1						兼1 兼1 兼1
	認知機構特論	1・2前		2		1						
	心理統計学特論 (多変量解析)	1・2後		2								
	心理統計学特論 (少数例統計)	1・2後		2								
	心理学研究法特論	1・2前		2								
	小計 (9科目)	—	0	10	0	1	0	0	0	0	兼2	—
専門科目	発達心理学特論	1・2後	2			1						集中 集中
	学校心理学特論Ⅰ (学習心理)	1・2後	2			1						
	学校心理学特論Ⅱ (教育特論)	1・2前		2		1						
	青年心理学特論	1・2後		2		1						
	社会調査演習	1・2後		2		1						
	教育方法学特論	1・2後		2		1						
	教育・心理検査特論	1・2前		2		1						
	臨床発達心理学実習Ⅰ	1通		4		1	1					
	臨床発達心理学実習Ⅱ	2		4		1	1					
	学校臨床心理学実習	1・2後		1			1					
	特別支援アセスメント実習	1・2前		1			1					
	小計 (11科目)	—	4	20	0	4	1	0	0	0	—	—
関連科目	老年心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開b)	1・2後		2		1						兼1 集中 兼1 兼1
	人格心理学特論	1・2前		2			1					
	発達臨床特論	1・2前		2								
	社会心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開a)	1・2前		2				1				
	精神医学特論 (保険医療分野に関する理論と支援の展開a)	1・2前		2		1						
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	1・2前		2								
	健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	1・2後		2								
	算数教育特論	1・2前		2		1						
	体育教育特論	1・2後		2				1				
	教科教育演習 (算数)	1・2後		2		1						
	教科教育演習 (体育)	1・2後		2				1				
	小計 (11科目)	—	0	22	0	3	1	2	0	0	兼3	—
演習科目	発達・学校心理学専門演習Ⅰ	1前		2		4	2	1				集中
	発達・学校心理学専門演習Ⅱ	1後		2		4	2	1				
	発達・学校心理学専門演習Ⅲ	2前		2		4	2	1				
	発達・学校心理学専門演習Ⅳ	2後		2		4	2	1				
	特別研究			4		4	2	1				
	小計 (5科目)	—	0	12	0	4	2	1	0	0	—	—
総合計 (36科目)		—	4	64	0	4	2	1	0	0	兼5	—
学位又は称号	修士 (心理)		学位または研究科の分野			文学関係						
修了要件及び履修方法												
①基礎科目から6単位以上 ②専門科目から8単位以上 ③専門科目群、関連科目群及び他研究科・他専攻の科目から4単位以上 ④演習科目群12単位												

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保を見通し及び申請者としての取組状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

(2) 人材需要の動向等社会の要請

学生募集を停止するものであるため該当なし

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ナカムラ クミ 中村 久美 <令和2年2月>		博士 (学術)		京都ノートルダム女子大学 学 長 (令和2.2~令和6.3)